

意見書案第 20 号

災害関連義援金の差押え等を禁止する一般法の制定を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月19日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

鬼塚昌宏

大坪真由美

福田まもる

とみなが正博

熊谷敦子

田中しんすけ

津田信太郎

今林ひであき

山口剛司

森あや子

倉元達朗

大森一馬

阿部真之助

大石修二

浜崎太郎

近藤里美

災害関連義援金の差押え等を禁止する一般法の制定を求める意見書

平成23年の東日本大震災の際、東日本大震災関連義援金を被災者又はその遺族自らが生活再建のために使用できるよう、義援金の受給権を譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえること、義援金として交付を受けた金銭を差し押さえることを禁止する法律が制定されました。これにより、被災者が住宅ローン等の債務を抱えていても、義援金を被災者の手元に残すことができました。

また、平成28年熊本地震、平成30年の大阪府北部地震及び平成30年7月豪雨による災害の際にも同様の趣旨の法律が制定されています。

これらの法律は、適用対象を個々の災害に限定した特別法であり、災害関連義援金の差押え等を禁止するためには、災害が発生するたびに法律を制定しなければなりません。近年の我が国における自然災害の頻度を考えると、国会閉会中においても迅速に対応できるよう、適用対象がより広い一般法として制定する必要があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、災害関連義援金の差押え等を禁止する一般法を早期に制定されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、  
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災） 宛て

議長 名